

令和 7 年 3 月 2 5 日制定

市公共建築物における太陽光発電設備設置基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画等に基づく、市役所の脱炭素化に向けた取組を推進するため、市公共建築物における太陽光発電設備の設置の基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準で使用する用語の定義は、川崎市公共建築物等における環境配慮基準（以下、「環境配慮基準」という。）第 2 条及び次の各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備で、太陽光パネル、パワーコンディショナ、接続箱、保護継電器類等で構成させるシステムをいう。
- (2) 設置基準量 川崎市温暖化対策等の推進に関する条例（平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日条例第 5 2 号。以下、「温対条例」という。）第 2 5 条及び川崎市温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日規則第 9 0 号。以下、「施行規則」という。）第 2 5 条に定める設置基準量をいう。

(設置基準)

第 3 条 市公共建築物における太陽光発電設備の設置の基準は次に掲げるものとする。

(1) 基準の対象

この基準は、新築等（新築、増築及び改築をいう。以下同じ。）を行う市公共建築物を対象とする。（P F I 等の民間資金等活用事業によるものを含む。）

(2) 太陽光発電設備設置基準

太陽光発電設備の設置の基準は次に掲げるものとする。

- ア 前号に該当する建築物であって、床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上の市公共建築物については、温対条例の規定に基づくものとする。ただし、施行規則第 2 5 条に定める「設置基準量の上限」については、所管局及び環境局で協議の上、「設置可能な最大量」とすること。
- イ 前号に該当する建築物であって、床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル未満の市公共建築物については、所管局及び環境局で協議の上、設置可能な最大量の太陽光発電設備を設置すること。

ウ 当該太陽光発電設備により発電された電力(以下、「発電電力」という。)については、原則として自家消費とすること。ただし、発電電力の量が自家消費の量を超えることにより生じる余剰電力については、この限りではない。

エ 特別な事情により自家消費が困難な場合は、可能な限り、市域内に供給できる設置手法や売却手法とし、電力の地産地消の推進や市域の再エネ導入量の拡大を図ること。

(除外規定)

第4条 次の各号に該当する建築物はこの基準の対象としない。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第20条第2号に該当する建築物
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第20条第3号に該当する仮設建築物
- (3) 施行規則第32条第2項ただし書きに該当する建築物
- (4) その他、特別の事情によりこの基準の適用が困難な建築物

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に掲げる施行の日において、次のいずれかに該当する場合はこの基準を適用しない。
 - ア 施行規則制定附則第5項各号に掲げる申請その他の行為を現に行っている建築物については、適用しない。
 - イ 既に予算措置が完了し、実施設計の段階に至っている建築物については、適用しない。

令和 7 年 3 月 2 5 日制定

市公共建築物における Z E B 化基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画等に基づく、市役所の脱炭素化に向けた取組を推進するため、市公共建築物における Z E B 化の基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準で使用する用語の定義は、川崎市公共建築物等における環境配慮基準（以下、「環境配慮基準」という。）第 2 条及び次の各号に定めるところによる。

- (1) Z E B ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、経済産業省資源エネルギー庁「Z E B ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（平成 3 1 年 3 月）で定義するものをいう。
- (2) B E I ビルディング・エネルギー・インデックスの略称で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）において、一次エネルギー消費量の基準の水準として用いられる指標をいう。
- (3) 一次エネルギー消費量 建築物で使われている設備機器の消費エネルギーを熱量に換算した値をいう。

(Z E B 化の基準)

第 3 条 市公共建築物における Z E B 化の基準は次に掲げるものとする。

(1) 基準の対象

新築又は改築（建築物の全部を除却又は滅失した後の改築に限る。）をする市公共建築物を対象とする。（P F I 等の民間資金等活用事業によるものを含む。）

(2) 環境配慮の水準

ア 建築物のエネルギー消費性能

(ア) 原則として、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 5 0 % 以上の一次エネルギー消費量の削減を図ること（Z E B R e a d y 以上）。

(イ) (ア) に基づき Z E B 化した建築物は Z E B 認証（B E L S 評価で B E I が 0 . 5 以下であることを証明）を取得すること。

イ その他要件

(ア) この基準の対象となる建築物については、個別案件ごとに基本設計に着手する前までに、費用対効果検証を含めた Z E B の実現可能性調査等を実施すること。

- (イ) (ア) の調査により、Z E B R e a d y 以外のランク (Z E B O r i e n t e d を含む。) とした方が、より効果的かつ合理的だと判断できる場合にあっては、同号ア (ア) の基準によらず、最適な Z E B ランクとすることができる。この場合、Z E B 認証は、最適な Z E B ランクの認証を取得するものとする。
- (ウ) この基準の対象となる建築物、Z E B のランク等については、所管局及び環境局で協議の上、決定する。

(除外規定)

第 4 条 次の各号に該当する建築物はこの基準の対象としない。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成 2 7 年法律第 5 3 号) 第 2 0 条各号のいずれかに該当する建築物
- (2) 焼却場、浄水場、下水処理場等のプラント施設及び卸売市場等の高い開放性を有する施設 (管理棟、事務棟等とプラント棟、卸売場部分等で明確に区分できる場合、管理棟、事務棟等の部分は除く。)
- (3) 倉庫、車庫等の一次エネルギー消費量が極めて少ない施設
- (4) 住宅、共同住宅等の住居施設
- (5) その他、特別な事情によりこの基準の適用が困難な建築物

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に掲げる施行の日において、次のいずれかに該当する場合はこの基準を適用しない。
 - ア 施行規則制定附則第 5 項各号に掲げる申請その他の行為を現に行っている建築物については、適用しない。
 - イ 既に基本設計の段階に至っている建築物については、適用しない。
 - ウ 既に入札手続きの段階に至っている建築物については、適用しない。

令和 7 年 3 月 2 5 日 制定

市公共建築物等の駐車区画における 電気自動車等用充電設備設置基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画等に基づく、市役所及び市域の脱炭素化に向けた取組を推進するため、市公共建築物等（公園等の建築物以外の市有施設を含む）の駐車区画における電気自動車等用充電設備の設置の基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準で使用する用語の定義は、川崎市公共建築物等における環境配慮基準第 2 条及び次の各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車等

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

(2) 充電設備

電気自動車等に充電するための設備をいう。

(3) 普通充電設備

前号のうち、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10 kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(4) 急速充電設備

第 2 号のうち、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 10 kW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(5) V2B 充放電設備

電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する設備のうち、電気自動車等のバッテリーに貯めている電力を建築物に放電できる設備をいう。

(設置基準)

第 3 条 市公共建築物等の駐車区画における電気自動車等用充電設備の設置の基準の適用範囲は、市公共建築物等の利用者が駐車のために供する駐車区画のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新築を行う市公共建築物等の駐車区画

- (2) 増築又は改築等により面積や区画数が増加する市公共建築物等の駐車区画
- (3) 駐車区画の管理運営主体又は管理運営手法を更新する市公共建築物等の駐車区画（指定管理施設における指定管理者の更新、駐車場貸付事業者の契約更新等）
- 2 電気自動車等用充電設備の設置基数は、原則、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 前項第1号に該当する市公共建築物等の駐車区画
 - ア 充電設備 駐車区画の10%以上の数
 - イ 配管等設備 駐車区画の20%以上の数
 - ウ 充電設備の基準は10基、配管等設備の基準は20基を上限とし、配管等設備の基準には充電設備が実装される区画を含む
 - (2) 前項第2号又は第3号に該当する市公共建築物等の駐車区画
 - 充電設備 駐車区画の10%以上の数
 - (3) 公用車が駐車のために供する駐車区画は、新築建築物においては第1号の基準を準用し、新築以外の建築物においては配置される電気自動車等の台数を考慮した数の充電設備を設置する。
 - (4) 充電設備の具体的な設置場所、数、設置手法等については、駐車区画の所管局及び環境局で協議の上、決定する。
 - (5) 設置する充電設備は普通充電設備を基本とするが、駐車区画の利用形態等に応じて急速充電設備及びV2B充放電設備などより適当な設備を設置することも可能とする。
 - (6) 充電設備を設置する駐車区画は、原則として電気自動車等の優先区画とする。
 - (7) 充電設備の数及び配管等設備の数の算出において1基未満の端数が生じた場合は、切り上げとする。

(除外規定)

第4条 次の各号に該当する場合はこの基準の適用を除外または一部除外とすることができる。

- (1) 駐車区画が市の所有でない場合
- (2) 機械式駐車場等、技術的に充電設備の設置が困難である場合
- (3) 駐車区画において、日常的に不特定多数の者の利用が想定されない場合（市営住宅、保育園、学校、廃棄物処理施設、生活環境事業所、水処施設、道路公園センター、消防署等）
- (4) 対象となる市公共建築物等の廃止、建替など、駐車区画の利用が終了する状況が見込まれる場合
- (5) 充電設備の設置により対象となる市公共建築物等の契約電力容量が増加することに伴い、受電設備の増設工事等が発生する場合又は新たに電気主任技術者を選任する必要がある場合
- (6) その他、駐車区画の規模、市公共建築物等の電気容量及び設置場所の状況等も踏まえ、

充電設備の設置が不向き又は困難な理由がある場合

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に掲げる施行の日において、既に予算措置が完了し、実施設計や指定管理者等の公募の段階にある市公共建築物等の駐車区画については、適用しない。